

○ 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

<行政職給料表>

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名等	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	236	11.1	事務員	151	236	11.1	事務員級
				保育士	39			
				技術員	24			
				保健師	18			
				管理栄養士	2			
				診療放射線技師	1			
				歯科衛生士	1			
				計	236			
2級	高度な知識又は経験を必要とする職務	439	20.6	書記	333	439	20.6	書記級
				技手	105			
				再任用短時間	1			
				計	439			
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする職務	598	28.1	主事	373	598	28.1	主事級
				技師	111			
				再任用フルタイム	73			
				再任用短時間	41			
				計	598			
4級	(1) 係長又は主任の役名が冠せられた職員が従事する職務 (2) 各事業所の長のうち6級の項第2号及び7級の項第2号の長以外の長の職務	597	28.0	係長	520	597	28.0	主任・係長級
				動物愛護センター所長	1			
				保育所長	16			
				環境監視センター所長	1			
				主任	33			
				管理主事	1			
				指導主事	25			
				計	597			
5級	課長補佐の役名が冠せられた職員が従事する職務	24	1.1	課長補佐	20	24	1.1	課長補佐級
				総括	4			
				計	24			
6級	(1) 課長の役名が冠せられた職員が従事する職務 (2) 各事業所の長のうちその職務が困難な事務又は業務を行うものであるものの当該職務 (3) 委員会等の各事務局（以下「各事務局」という。）の長のうち7級の項第3号及び8級の項第2号の長以外の長の職務	163	7.7	課長	150	163	7.7	課長級
				次長	2			
				参事	3			
				阪急塚口サービスセンター所長	1			
				衛生研究所長	1			
				クリーンセンター所長	1			
				歴史博物館長	1			
				中央図書館長	1			
				事務長	3			
				計	163			
7級	(1) 部長の役名が冠せられた職員が従事する職務 (2) 各事業所の長のうちその職務が特に困難な事務又は業務を行うものであるものの当該職務 (3) 各事務局の長のうちその職務が困難な事務又は業務を行うものであるものの当該職務	57	2.7	部長	34	57	2.7	部長級
				次長	2			
				室長	1			
				会計管理者	1			
				地域振興センター所長	6			
				保健福祉センター所長	2			
				子どもの育ち支援センター所長	1			
				選挙管理委員会事務局長	1			
				監査事務局長	1			
				消防署長	4			
				教育総合センター所長	1			
				再任用フルタイム（参与）	3			
				計	57			
8級	(1) 局長の役名が冠せられた職員が従事する職務 (2) 各事務局の長のうちその職務が特に困難な事務又は業務を行うものであるものの当該職務	16	0.8	理事	1	16	0.8	局長級
				局長	10			
				議会事務局長	1			
				教育次長	2			
				参与	2			
				計	16			
合計		2,130	100.1					

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

○ 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

<教育職給料表（一）>

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名等	(人)	(人)	(%)	段階
1級	(1) 市立高等学校の助教諭、養護助教諭、実習助手又は講師である職員が従事する職務 (2) 市立特別支援学校の実習助手である職員が従事する職務	52	29.4	講師	42	52	29.4	講師級
				実習助手	10			
				計	52			
2級	市立高等学校の教諭又は養護教諭である職員が従事する職務	115	65.0	教諭	93	115	65.0	教諭級
				養護教諭	2			
				再任用フルタイム	17			
				再任用短時間	3			
				計	115			
3級	市立高等学校の主幹教諭である職員が従事する職務	5	2.8	主幹教諭	5	5	2.8	主幹教諭級
				計	5			
4級	市立高等学校の教頭である職員が従事する職務	4	2.3	教頭	4	4	2.3	教頭級
				計	4			
5級	市立高等学校の校長である職員が従事する職務	1	0.6	校長	1	1	0.6	校長級
				計	1			
合計		177	100.1					

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

○ 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

<教育職給料表（二）>

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名等	(人)	(人)	(%)	段階
1級	市立幼稚園の助教諭、養護助教諭又は講師である職員が従事する職務	19	32.2	講師	19	19	32.2	講師級
				計	19			
2級	市立幼稚園の教頭、教諭又は養護教諭である職員が従事する職務	31	52.5	教頭	9	31	52.5	教諭級
				教諭 養護教諭	18 4			
				計	31			
3級	市立幼稚園の園長である職員が従事する職務	9	15.3	園長	9	9	15.3	園長級
				計	9			
合計		59	100.0					

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

○ 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

<消防職給料表>

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名等	(人)	(人)	(%)	段階
1級	消防士の階級にある職員が従事する職務	89	19.9	消防士	89	89	19.9	消防士
				計	89			
2級	消防士長の階級にある職員が従事する職務	126	28.1	消防士長	126	126	28.1	消防士長
				計	126			
3級	消防司令補の階級にある職員が従事する職務	148	33.0	主任 再任用短時間	141 7	148	33.0	主任
				計	148			
4級	消防司令の階級にある職員が従事する職務（5級の項に掲げる職務を除く。）	69	15.4	係長 消防出張所長	63 6	69	15.4	係長級
				計	69			
5級	消防司令の階級にある職員が従事する職務で、高度な技能又は経験を必要とするもの	0	0.0			0	0.0	課長補佐
				計	0			
6級	消防司令長の階級にある職員が従事する職務	16	3.6	課長 指揮司令長 指令官 副署長 消防分署長	5 2 2 4 3	16	3.6	課長級
				計	16			
合計		448	100.0					

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

○ 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

<医療職給料表>

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名等	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係長の役名が冠せられた職員が従事する職務	0	0.0			0	0.0	係長級
				計	0			
2級	課長の役名が冠せられた職員が従事する業務	1	33.3	参事	1	1	33.3	課長級
				計	1			
3級	部長の役名が冠せられた職員が従事する業務	2	66.7	部長 保健所長	1 1	2	66.7	部長級
				計	2			
4級	局長の役名が冠せられた職員が従事する業務	0	0.0			0	0.0	局長級
				計	0			
合計		3	100.0					

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

○ 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

< 技能労務職給料表 >

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名等	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能員、自動車運転手、作業員、調理師又は校務員の職務名が冠せられた技能労務職員が従事する職務（以下「技能員等の職務」という。）で定型的なもの	0	0.0			0	0.0	1級作業員級
				計	0			
2級	技能員等の職務で高度の技能又は経験を必要とするもの	0	0.0			0	0.0	2級作業員級
				計	0			
3級	技能員等の職務で特に高度の知識又は経験を必要とするもの	173	75.2	技能員	15	173	75.2	3級作業員級
				自動車運転手	42			
	作業員	8						
	調理師	28						
	校務員	35						
	再任用フルタイム	45						
				計	173			
4級	技能長等の職務又は作業主任の職務名が冠せられた技能労務職員が従事する職務	57	24.8	技能長	1	57	24.8	主任級
				作業主任	22			
	作業長	34						
				計	57			
合計		230	100.0					

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

○ 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

< 尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第4条第1項に規定の給料表 >

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名等	(人)	(人)	(%)	段階
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合	0	0.0			0	0.0	—
				計	0			
2号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合	0	0.0			0	0.0	—
				計	0			
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	0	0.0			0	0.0	—
				計	0			
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	0	0.0			0	0.0	—
				計	0			
5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	1	100.0	係長	1	1	100.0	係長級
				計	1			
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	0	0.0			0	0.0	—
				計	0			
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合	0	0.0			0	0.0	—
				計	0			
合計		1	100.0					

※等級の欄には、上記給料表に規定の号給を、等級別基準職務表に規定する基準となる職務の欄には、当該号給の区分に応じ、上記条例第4条第2項各号に定める場合を記載しています。

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

○ 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

<企業一般職給料表>

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		段階
		(人)	(%)	職名等	(人)	(人)	(%)	
1級	定型的な業務を行う職務	10	4.4	事務員	1	10	4.4	事務員級
				技術員	9			
				計	10			
2級	高度な知識又は経験を必要とする職務	36	15.7	書記	12	36	15.7	書記級
				技手	24			
				計	36			
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする職務	84	36.7	主事	28	84	36.7	主事級
				技師	40			
				再任用フルタイム	14			
				再任用短時間	2			
				計	84			
4級	係長又は主任の役名が冠せられた職員が従事する職務	74	32.3	係長	55	74	32.3	主任・係長級
				主任	19			
				計	74			
5級	課長補佐の役名が冠せられた職員が従事する職務	4	1.7	課長補佐	4	4	1.7	課長補佐級
				計	4			
6級	課長又は所長の役名が冠せられた職員が従事する職務	16	7.0	課長	14	16	7.0	課長級
				浄水センター所長	1			
				下水浄化センター所長	1			
				計	16			
7級	部長の役名が冠せられた職員が従事する職務	5	2.2	次長	1	5	2.2	部長級
				部長	4			
				計	5			
8級	次長の役名が冠せられた職員が従事する職務	0	0.0			0	0.0	局長級
				計	0			
合計		229	100.0					

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

○ 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

<企業技能労務職給料表>

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名等	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能員、自動車運転手、作業員、 サービス員、電機操作員の職務名が 冠せられた技能労務職員が従事する 職務（以下、「技能員等の職務」と いう。）で定型的なもの	0	0.0			0	0.0	1 級 作 業 員 級
				計	0			
2級	技能員等の職務で高度な知識又は経 験を必要とするもの	0	0.0			0	0.0	2 級 作 業 員 級
				計	0			
3級	技能員等の職務で特に高度の知識又 は経験を必要とするもの	8	47.1	技能員	4	8	47.1	3 級 作 業 員 級
				作業員 再任用フルタイム	2 2			
				計	8			
4級	作業長等の職務又は作業主任の職務 名が冠せられた技能労務職員が従事 する職務	9	52.9	作業長	5	9	52.9	主 任 級
				作業主任	4			
				計	9			
	合計	17	100.0					

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。